

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称：美里町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定案

No.	意見募集時の条例案	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 （修正したとき）
			採用 有無	理 由	
1		白石市の条例では、市の役割と中小企業者等の役割として、本町の条例案よりも踏み込んだ内容となっています。具体的な行動も想起できる内容であり、機能的な条例を目指し本町の条例ももう一步踏み込んだ内容にしていきたいと思いますと考えます。	無	本条例については、中小企業・小規模企業の振興の振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者の取組及び商工会等の役割を明らかにするとともに、その振興施策に対し協力するよう努力義務を規定した内容となっています。また、本条例は理念型の条例となっており、「具体的な行動も想起できる内容」などについては、その性質上、事業実施の段階で考慮していく内容と考えています。 なお、本条例では、基本的施策を定めることにより、施策の方向性を示しているところです。	
2	（目的） 第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者の取組及び商工会等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。	美里町のどこをどう伸ばすのか、どの課題を解決するのか明確ではありません。特に現時点では新型コロナの影響や外部環境・社会情勢・地域内の変化の再認識を行い、今後の美里の事業者にどのような影響があるのかを把握するほか、地元企業の前向きな声を取り入れるプロセスが必要と感じます。地域の実情に合わせた設計をお願いいたします。 一例として、美里町の産業構造の調査（RESAS 2016年統計）より、製造業の付加価値額の50％以上を特定一社で占めている構造です。特定一社が作り出す付加価値額は、町の建設業全体の付加価値額より大きく、医療・福祉業の付加価値額に匹敵します。卸売・小売業の分野では、大型店舗の割合が大きいと見受けられます。以上から、美里町の中小企業・小規模企業に「稼ぐ力」が弱く、事業継続に難しさを感じているという見方ができます。 美里町のみならず、宮城県県北地域に言えることですが、人口減少・高齢化の問題は、マーケットの縮小やニーズの変化のみならず、企業の働き手や後継者の確保の問題でもあります。 今までやれていたことが通用しない時代のなか、「稼ぐ力」「事業継続」について、どう取り組んでいくかを指し示すのが本条例ではないでしょうか。	無	人口減少及び高齢化の問題は中小企業の振興だけでなく、町全体で注視すべき問題です。 本条例については、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者の取組及び商工会等の役割を明らかにするものです。また、基本的施策を定めることにより、施策の方向性を示しており、個別具体の課題に対し、どのように取り組んでいくかについては、事業実施の段階で考慮していく内容と考えています。	

3		人口予測を見る限り、人口・マーケットだけでなく、事業者数も減少していくことも想像に難くありません。そのなかで、「数は少なくとも、社員がいきいきと働く、おもしろい中小企業が集う美里町」をビジョンとして掲げる必要があります。 美里町の企業が発展し、人が集まり、社員が富むことがまちの財政や教育・福祉の充実にも直結すると考えます。そのため、条例の策定にあたっては、既に存在する美里町総合戦略・人口ビジョンとの整合性、「産業振興とまちづくりの結合」をご考慮頂きたいと思います。	無	本条例の制定と美里町総合計画・美里町総合戦略の整合が図られるよう、今後、同計画に反映していく考えです。	
4		目的の中に経済団体と学校を入れてほしい理由 ※経済団体は広い視野で経済の情勢の分析ができること。 ※学校は未来の美里を担う人材育成の為、連携が必要なこと。	無	本条例の目的は、①中小企業・小規模企業の振興施策を推進し、②中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展等を図り、③もって町民の生活の向上に寄与することです。 条例の目的は、明確になっていると考えます。	
5	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「<u>中小企業</u>」とは、<u>中小企業基本法</u>(昭和38年法律154号。以下「基本法」という。)第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (2)「<u>小規模企業</u>」とは、基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (3)「<u>商工会</u>」とは、<u>商工会法</u>(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。 (4)「<u>大企業</u>」とは、<u>中小企業及び小規模企業</u>以外のものであって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。	農業組合・企業会・地域ごとの団体等、他の商工団体・地域団体は含まれないのでしょうか。美里町総合戦略を拝見すると、基幹産業である農業の振興や地場生産品の六次化が掲げられておりますので整合性が取れていないと見受けられます。各団体との横の連携を通し、生産者と町内事業者の協業によるビジネスの展開など、効果が期待できます。 人口減少が危ぶまれ、事業者数も減少の一途をたどる中です。数は少なくとも事業者が協業し強さを発揮する町づくりをめざしたいところです。町内の生産者・事業者の繋がりを促し、新製品の開発、第二創業や地域内経済循環を構築する観点から、他の組合・団体の協力を得て条例内に列記することはできないでしょうか。また、学校や教育機関の参加も必要です。 将来の美里町の担い手である子供たちに、美里で働くこと、美里で生きることの楽しさ・素晴らしさを伝えていくことが必要と感じます。2020年度以降、文科省により新たな学習指導要領が始まりました。「生きる力」を養うことが主眼に置かれ、学校と地域の企業が協力し子供たちの教育に取り組むことも盛り込まれています。 現在、美里で生まれ、美里で働く人がどれだけいるのでしょうか。また、美里を離れ仙台や東京へ移り住む若者たちがどれだけいるのでしょうか。そのような数字も明らかにしたうえで、「美里で働く・美里に戻る」に繋がる条例にできたらと思います。	無	本条例上において、用語を定義する必要があるものについて記載しています。 学校や教育機関については、教育活動を通じて地域産業への理解醸成や人材の育成など、中小企業・小規模企業の振興に期待する面が多くありますが、本条例において、教育機関の役割等を規定することは、必ずしも適切ではないと考えたところです。また、経済団体については、条例上、用語を定義する必要はありませんでした。 六次産業化や農商工連携などについては、いずれも付加価値を創出するといった内容であり、共通する部分が多い取組であると考えています。美里町総合計画・美里町総合戦略においてもこうした取組の必要性が認識されており、引き続き、関連事業の推進を図っていく考えです。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>中小企業</u> <u>中小企業基本法</u>(昭和38年法律154号。以下「基本法」という。)第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (2) <u>小規模企業</u> <u>基本法</u>第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (3) <u>中小企業・小規模企業</u> <u>中小企業及び小規模企業</u>をいう。 (4) <u>商工会</u> <u>商工会法</u>(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。 (5) <u>大企業</u> <u>中小企業・小規模企業</u>以外のものであって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (6) <u>大規模小売店舗設置者</u> 町内に大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置しているものをいう。 (7) <u>金融機関</u> 銀行、信用金庫、信用組合、協同組合その他の金融業を営むものであって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
6	(5)「<u>大規模小売店舗設置者</u>」とは、町内に大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置しているものをいう。 (6)「<u>金融機関</u>」とは、銀行、信用金庫、信用組合、協同組合その他の金融業を営むものであって、町内に事務所	定義の中に経済団体と学校 ※(3)経済団体とは、企業家団体、商工会、農業協同組合など地域産業の振興を目的とする団体をいう。 ※(7)学校とは、学校教育法(第・・・号)に規定する学校をいう。	無	※第3号を追加、各号列記の形式等に修正	

	又は事業所を有するものをいう。				
7	(基本理念) 第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。	企業における理念は、それぞれの企業の存在意義を示すとともに、その企業にとって未来のありたい姿のことを指します。また、理念は経営者とそこで働く社員の想い、そして自社の強みの集大成であり、その成立プロセスは決して容易ではありません。 その観点で本条例の基本理念を拝見すると、誠に失礼ながら、他の市町村の条例と似たような表現が多く、美里町独自の色が見受けられません。もちろん、理念条例という性質上、目指すところは同じところということで文言が似通るのは理解できます。そのうえで、美里町らしく、将来事業者と社員が生き生きと活動している姿が目に見え、そして次代を担う子供たちがワクワクするような理念を作成したいところです。第一条へのコメントと重複しますが、条例化に先立ち、そのような理念、町の将来を語る場を設けられないでしょうか。また、本条例は中小企業・小規模企業の自助努力を前提としています。近年の情勢変化は企業の抜本的な改革を求めていると、特に新型コロナ以降は、これまでの商売だけでは継続できない可能性が如実に示されました。ぜひ、その自助努力がどういったものかも明らかにしてほしいと思います。目指すべき企業のありかたを示してこそ活きる理念と考えます。	無	中小企業者・小規模企業者の皆さんから様々な御意見や事業ニーズをうかがうことは、効果的な施策を展開する上でとても大切な取組であると考えています。今後、様々な機会を通じて、対話の機会を創出してまいります。また、「その自助努力がどういったものか」、「目指すべき企業のありかたを示してこそ」といったご意見については、それぞれの事業者の皆さんが、自らの創意と工夫で取り組むべきものと考えます。	
8	(町の責務) 第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。 2 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。 3 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民への理解を深めるよう努めるものとする。	中小企業・小規模企業の主役は経営者だけでなく、そこで働く人々です。 企業の業績向上も、第二創業も、新商品の開発も、社員の皆さんの力なくしてはなしえません。 ぜひ、雇用の確保・社員の働く環境の向上・力量の向上支援にも目を向けていただきたいと思います。 宮城県においては中小企業・小規模企業の割合は全体の9割以上を占め、労働者においては7割以上の方がそこで働いています。ですが、若者たちの親御さんの多くは子供たちに大企業すすめる傾向が根強くあります。それは地元の中小企業で働くことに楽しさややりがいを見いだせていない証左ではないのでしょうか。そのような意味でも今現在中小企業で働く人々にも美里で働く意義を伝えられないかと思う次第です。また、町の責務としては、財政的な支援だけでなく、地場の企業が活躍できる仕事をつくる視点も必要と考えます。大企業の項目にある内容は、町の責務にも含まれると考えています。	無	「大企業の項目にある内容は」について、どの部分かは明確ではありませんが、町の発注する工事や役務の提供などは、予算の適正な執行、公正な競争の確保等に留意しつつ、地元事業者の受注機会の拡大に努めているところです。	
9		町の責務に地元中小企業への発注を追記してほしい 町は、工事の発注、物品および役務の調達等に当たっては、地元中小企業者等への受注機会の増大に努めるものとする。 (地元地域のお金は、地元地域でまわしましょう!!)→地域内経済再投資力!!	無		
10	(中小企業・小規模企業の取組) 第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境変化に	地域の中小企業・小規模企業の責務は、地域人材（女性・高齢者・障害者も含む）の雇用、地域の困りごとの解決、地域資源からの新たな価値の創造も挙げられます。	無	新型コロナウイルス感染症は、住民の健康はもちろん、地域内における経済活動に大きな影響を及ぼしています。3密回避、手洗い、マスクなど	

	対応してその成長発展及び事業の持続的発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。 2 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、豊かな地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。	新型コロナ禍により、「7割経済」とも示唆されるこの状況で、いかに業績を維持またはのばし、商売を継続発展させることができるかが問われています。そのうえで「よりよい美里町をつくる企業」の姿を指し示すために、左記の文言でよいのか、ご検討をお願いいたします。		の基本的な感染症対策をはじめ、テレワークやローテーション勤務といった働き方への対応など、「新しい生活様式」の実践が求められています。 収束が見えない中ではありますが、これらも含め、経済的社会的環境変化に対応し、その成長発展及び事業の持続的発展を支援していく考えです。	
1 1	(商工会の役割) 第6条 商工会は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について協力するよう努めるものとする。	ここに地域団体等の項目も追加頂ければと思います 農業との連携や六次化を目指すのであれば、農業組合等の参画も必要ではないでしょうか。農商工事業者の横の連携を念頭に置いて頂ければと存じます。また、次代の農業の担い手は、専業農家だけでなく、地元で仕事をしながらの兼業農家と、農業を主体とする企業も加わると思います。その農業の担い手の働く環境の向上にも力を入れていただきたいところです。	無	六次産業化や農商工連携などについては、いずれも付加価値を創出するといった内容であり、共通する部分が多い取組であると考えています。美里町総合計画・美里町総合戦略においてもこうした取組の必要性が認識されており、引き続き、関連事業の推進を図っていく考えです。	
1 2		商工会から経済団体へ表記変更してほしい	無	中小企業・小規模企業の振興に対し、商工会が担う役割はとても重要であると考えます。 「商工会から経済団体へ表記変更」することにより商工会の役割が不明確となることを避けるため、原案のままとしました。	
	(金融機関の役割) 第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について協力するよう努めるものとする。				
	(大企業及び大規模小売店舗設置者の役割) 第8条 大企業及び大規模小売店舗設置者は、基本理念にのっとり、地域経済の活性化に資するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について協力するよう努めるものとする。 2 大企業及び大規模小売店舗設置者は、中小企業・小規模企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業と連携し、及び協力するよう努めるものとする。 3 大企業及び大規模小売店舗設置者は、				

	町内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び町内で提供されるサービス等を積極的に利用するよう努めるものとする。				
1 3	(町民の理解と協力) 第9条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境等、町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。	教育機関の項目も追加頂ければと存じます。 地域企業と地域の親御さん、そして子供たちのつながりが生まれます。そのことにより、次項の町民の理解と協力もより得やすくなるのではないのでしょうか。	無	学校や教育機関については、教育活動を通じて地域産業への理解醸成や人材の育成など、中小企業・小規模企業の振興に期待する面が多くありますが、本条例において、教育機関の役割等を個別に規定することは、必ずしも適切ではないと考えたところです。	
1 4		学校の役割として条項を追記してほしい ※第〇条 学校は、児童・生徒に対し、一人ひとりの勤労観や職業観の形成および地元地域の将来を担う人材育成に努める為、職業に関する見学や体験の機会を提供または必要な施策を講ずるものとする。	無		
	(基本的施策) 第10条 町が実施する基本的な施策は、次に掲げる施策とする。 (1) 経営の安定、基盤強化及び革新に関する施策 (2) 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関する施策 (3) 新技術及び新商品の開発に関する施策 (4) 資金調達の円滑化に関する施策 (5) 人材の育成及び確保に関する施策 (6) 商業の振興に関する施策 (7) 地域資源の活用に関する施策 (8) 事業承継に関する施策 (9) 災害発生後における経営支援に関する施策 (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策				
1 5	(小規模企業への配慮) 第11条 町は、前条に掲げる施策の推進に当たり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業に配慮し、小規模企業の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	小規模企業への支援については、個々の企業の自助努力はもちろん大切ですが、複数の企業が経営資源を共有しあつての協業というかたちも取れると考えます。	無	本条例は理念型の条例となっており、その性質上、個別の取組については、事業実施の段階で考慮していく考えです。 小規模企業の事業の持続的発展を図るため、必要な施策を講じてまいります。	
	(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。			※表記方法を修正	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

1 6		外部環境の変化が目まぐるしい時代であり、人口減・少子化・高齢化がそこまで差し迫っている状況です。企業においてはそういった外部環境の変化に合わせ、経営理念・経営方針や経営計画の見直しが絶えず行われています。 企業、そして町が「常に戦える条例・活用できる条例」をめざし、条例の定期的な見直し規定の追加をお願いいたします。	無	本条例では、規制や許可などといった実体的規定を定めていないことから、見直し規定については特に必要ないと考えています。 なお、条例は、必要に応じ改正することが可能です。	
1 7		実効性の高い条例にする為に振興条例会議を設けてほしい ※産業施策を推進する為に中小企業等、町民、学識経験者などその他多様な構成員による振興条例会議を設置する。 ※振興条例会議において立案される実行性のある施策に対し、総力を注ぎ協働してその実現に取り組むものとする。 他の市町村の事例では、この施策を示す前に「円卓会議」、「産業振興会議」など町民参加型の会議体の設置を明記しているものが数多くあります。他自治体に倣いましょうという趣旨ではなく、美里町に必要なことのため会議体の設置を提起させていただきます。 美里町や企業の現状を集約し、柔軟かつ適切な施策をつくるため、目まぐるしく変わり続ける状況に合わせてアップデートし続けるために、美里町・関係団体・そして企業経営者が膝を突き合わせ協議する場が必要です。ぜひ、円卓会議の設置を明記していただきたいと強く希望します。 町の予算を中小企業に向ける、という会議体ではありません。町に対して不平を言う会議体でもありません。それぞれの現状を出し合い、課題を整理し、美里町の将来のために取り組むべきことを見出す会議体です。また、「将来の美里町の担い手を育てる」観点が必要です。この会議体が、企業の経営者・社員のみならず、行政職員や住民も「共に育つ場」として存在し、町民一体となり人づくりに取り組む条例であってほしいと思います。	無	本条例は理念型の条例となっており、その性質上、個別の取組については、事業実施の段階で考慮してまいります。 中小企業者・小規模企業者の皆さんから様々な御意見や事業ニーズをうかがうことは、効果的な施策を展開する上でとても大切な取組であると考えています。今後、様々な機会を通じて、対話の機会を創出してまいります。	
1 8		中小企業の発展の為に町がどれくらいサポートしていけるか、農業主体だけではなく、商工業の育成にも力を入れてもらいたい。キリビを中心に若い世代の創業支援等は行っていることと思いますが、まだまだ足りないと感じております。 インターネットや昨今のコロナ関連、時代の変化が速い現代で、とってつけた条例案でとりあえず作りましたでは、変化がありません。たとえば、年に数回の「仮」中小企業振興会議、（関係団体、有識者等交え）を行っていき条例の進展、発展に柔軟に対応していく事を要望します。	無		